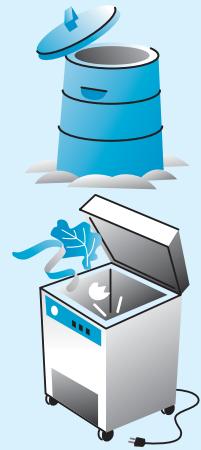


■ごみの減量化及び再生利用の普及・啓発
合併時に熊本市の制度に統合します。
(左表参照)



▼熊本市再生資源集団回収助成事業		
●古紙	1kg あたり	6円
●古着	1kg あたり	4円
●アルミ缶	1kg あたり	4円
●びん類	1kg あたり	4円
▼熊本市生ごみ堆肥化容器助成		
●購入費の2分の1助成 (上限3千円)		
▼熊本市家庭用生ごみ処理機助成		
●購入費の2分の1助成 (上限2万円)		

▼協議第34号 農林水産関係事業の取扱い(その3)(その4)

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。

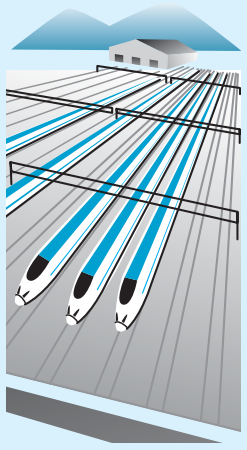
- 土地改良事業等補助金
 - 継続審議となっていました。委員からの提案があり、熊本市の制度に統合する。ただし、富合町の運営費補助については、平成25年度まで継続するものとし、平成26年度以降については、関係機関と協議を行い調整するものとし、修正承認されました。
 - 産業祭負担金
- 富合町の産業祭は、合併特例区の事業として実施します。
- 水田農業推進協議会負担金

平成21年度までの間は、熊本地域水田農業推進協議会及び城南・富合水田農業「ジョン」を策定し、進捗管理を行っているため、平成21年度までは現行どおり継続します。その後の取り扱いについては、関係機関と協議を行い調整します。

- 水田農業推進費
- 富合町のみ事業であり、平成21年度までは現行どおり継続します。その後の取り扱いについては、関係機関と協議を行い調整します。
- 農業用廃プラ処理対策協議会補助金
- 合併後5年間は現行どおり継続します。その間、関係機関との調整を図ります。
- 認定農業者協議会
- 合併後5年間は現行どおり継続します。その後は、熊本市の制度に統合します。
- 営農連絡協議会
- 富合町のみ事業であり、当分の間現行どおり継続します。

▼協議第37号 都市計画の取扱い(その2)

■車両基地建設に伴う受託事業



○富合町のみ事業であり、合併特例区の事業として実施するものとして承認されました。

継続審議となった項目

▼協議第34号 農林水産関係事業の取扱い(その4)

■認定農業者協議会補助金

合併後5年間は現行どおり継続し、その間、関係機関と調整を図ります。その後、熊本市の制度に統合するものとして提案しましたが、「富合町・熊本市、双方の認定農業者協議会で意見交換を行いたい」との意見があり、継続審議となりました。

▼協議第18号 補助金・交付金等の取扱い

認定農業者協議会補助金の取り扱いが、継続審議となったため、継続となりました。

提案された項目

▼協議第11号 合併市町村基本計画の取扱い

第5回協議会において、新市の基本方針を示す「熊本市・富合町新市基本計画(素案)」が提案され、その後、パブリックコメントの実施や住民説明会の開催などをを行い、「熊本市・富合町新市基本計画(案)」が策定されたので、協議会に提案されました。

今回提案された熊本市・富合町新市基本計画(案)についての策定方針や施策体系は次ページのとおりで。



(教育長を除く)は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとします。

職員関係の制度については、熊本市の制度に統合します。

職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統合するものとして、提案がありました。

▼両市町の現況

区分	熊本市	富合町	
条例職員定数	6,800人	93人	
職員数	6,155人	87人	
内訳	行政職	3,668人	80人
	技能労務職	954人	7人
	消防職	625人	-
	医療職	90人	-
	教育職	109人	-
	企業職	709人	-
平均年齢	43歳0月	45歳1月	
平均給与月額	353,000円	340,600円	

平成19年度地方公務員給与実態調査より

▼協議第13号 条例、規則等の取扱い

合併後の条例・規則等は、熊本市の条例・規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合は関係する条例・規則等の制定・改正等を行うものとして、提案がありました。

▼協議第14号 事務組織及び機構の取扱い

熊本市の機構に統合し、組織の再編、見直しを行います。

富合地域については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことのないよう適切な措置を講ずるものとして、提案がありました。

▼協議第10号 一般職の職員の身分の取扱い

合併時に在職する富合町の一般職の職員